令和2年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録(第3日目)

本日の会議 令和2年3月10日 招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

副委員長 竹中 委 員 長 中村美穂 悟 委 員 松林 委 敏 員 安 部 都 委 岩 永 政 則 委 員 堤 員 理 志 委 吉岡清彦 員

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局理事 富永正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 辻田正行

(健康保険課)

課長 志 田 純 子 課長 補 佐 渡 辺 房 子 課長 補 佐 木 澤 奈津代 係 長 松 田 祐 貴 (介護保険課)

課長堀池英二 参事中村宰子係長浦川 真 主 査野口拓嗣

本日の委員会に付した案件

議案第13号 令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和2年度長与町介護保険特別会計予算

開 会 9時29分

閉 会 16時01分

〇委員長 (中村美穂委員)

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和2年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

皆さんおはようございます。今日もよろしくお願いいたします。それでは早速、議案 第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由 の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出 それぞれ980万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を40億9,360万1, 000円とするものでございます。それでは詳細につきまして補正予算に関する説明書 により説明いたします。まず歳入ですが6、7ページをお開きください。3款県支出金 1項県補助金1目保険給付費等交付金は、保険者努力支援分及び特定健診等負担金の交 付額が確定いたしましたので303万円を減額計上しております。5款繰入金1項他会 計繰入金1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の 額の確定と事務費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の額の見込みにより1,208万 4,000円を増額計上しております。9款国庫支出金1項国庫補助金1目社会保障税 番号制システム整備費補助金は、令和3年3月から開始されるオンライン資格確認の導 入に対応するためのシステム改修費への補助で74万8,000円を計上しております。 次に歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。1款総 務費1項総務管理費から3款国民健康保険事業費納付金1項医療費給付費分までは歳入 予算補正に伴う財源組み替えです。次に12、13ページをお開きください。3款国民 健康保険事業費納付金2項後期高齢者支援金等分から4款保健事業費2項特定健康診査 等事業費までは歳入予算補正に伴う財源組み替えです。5款1項1目財政調整基金積立 金は歳入歳出の差額を基金へ積み立てるもので980万2,000円増額計上しており ます。以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑については、 説明書の6ページ、7ページの歳入を一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

〇議員(吉岡清彦議員)

6、7ページー番上の1目保険給付費交付金の保険者努力支援分。この努力という意味の説明と努力が足らなかったからマイナスになったのか、そこの説明をお願いします。

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

保険者努力支援制度につきましては、国が設定した加点項目に従って市町村の取組が点数化されているんですが、市町村の取組で例えば特定健診の受診率が何%上回ったら何点とか、国保税の徴収率が何%上回ったら何点というふうに加点項目が設定されておりまして、市町村が得点した数値によって交付金額が決まるという制度になっております。長与町の交付額については、当初予算で計上した1,490万6,000円というのが決定額で、この交付額については前年度の終わりごろに決まりますので、当初予算に計上した額そのままが交付されるという仕組みになっております。今回減額したのは、この交付額というのが国の予算の都合上2か所から分かれてくることになっておりまして、片方が保険者努力支援分として交付される1,227万1,000円で減額後の金額となりまして、残りの263万5,000円は特別調整交付金分として別のところから交付されることになっておりますので、保険者努力支援分としては減額されているんですが、交付額全体としては当初予算のとおり交付されるということで、配分は当初予算のときには分かりませんので補正で確定した額に合わせているということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

国の基準を満たしていない自治体はペナルティを科せられるようなことも聞いたんですが、この金額からするとマイナスになったということは、その基準に達してなかったんですか。それとも基準に達していたのか。その辺りをお願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

基準を満たしていなかった場合に減点されるという仕組みは、令和2年度の分以降新たに仕組みが始まるということで聞いております。今年度については減点という仕組みはありませんので、加点項目だけで作られているということになります。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

同じ7ページで出産育児一時金なんですが、これに対しましては予定よりも出産の件数を少なく見積もったということでよろしいんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

出産育児一時金につきましては当初予算の見込み人数45人で計上していたんですが、 執行状況から見ましてかなり下回るということで35人の見込みで補正をしております。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

2点お伺いをしたいと思うんですが、同僚委員が言われた出産育児一時金の減の分は、この間、長崎市、長与町辺りでの人口流出が、若い世代の人たちの流出の結果という面もあるのかというのが1つと、もう1つが9款1項の社会保障税番号制度システム整備費補助金の部分で、令和3年度からオンラインで資格を確認する云々という説明があったんですが、この制度の説明をしていただければと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず1つ目の出産につきましてですが、やはり若い方の流出、特に基幹産業の部分がかなり落ち込んでいましてそういうところで県外への流出。あともう1つが市内の方にもその関係の社宅とかができまして、やはりそちらの方への流出が大きかったと考えております。そのために出産数が減少しているというのは大きな影響だと思っております。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

オンライン資格確認のシステムにつきましては、令和3年3月から開始される予定となっております。このシステムが開始するとどのように変わるかと言いますと、現在医療保険の情報は医療保険にしか無く、医療機関が情報を持っておりませんので資格の過誤ということが頻繁に発生しております。例えば、既に有効期限が切れた保険証とか会社が変わったりして保険証が変わっていても、古い保険証を持っていったら病院ではその確認ができませんので、持ってきたとおりに請求をするということしかできないんですけれども、オンライン資格確認の制度が始まりますと、医療機関が医療保険の方に被保険者の方の情報照会ができるということになりますので、窓口時点で保険証が間違ってたら、病院の方で間違ってるということになりますので、窓口時点で保険証が間違ってたら、病院の方で間違ってるということになりますので、窓口時点で保険証が間違ってたら、病院の方で間違ってるということになりますので、窓口時点で保険証が間違ってたら、病院の方で間違ってるということになりますので、窓口時点で保険証が間違ってたら、病院の方で間違ってるということになります。このシステムが整いますとマイナンバーカードも保険証の代わりに使えるという仕組みになります。このシステムに対応するために令和元年度と2年度で町のシステム改修を行うことになっておりまして、今回補正で計上しているのは全額国の補助で行いますので、補助金分の歳入を補正しております。

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

となるとマイナンバーカードに既に国保とか社保とか全てが登録されて、医療機関の 窓口でマイナンバーカードを見せると自動的に保険証の代わりになるということですか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

マイナンバーカードにつきましては、その中に医療保険の情報が入っているわけでは ございません。マイナンバーカードについては、電子証明書によって個人の特定ができ るだけで、医療機関の情報というのはマイナンバーカードで個人を確認したら、その情 報から医療機関に照会ができるだけということになっておりますので、マイナンバーカ ードに特段の情報を入れるということではないということになります。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 松林委員。

〇委員(松林敏委員)

出産育児一時金なんですが、国保の被保険者数というのが8,000人程度ぐらい。 長与町民の全体の5分の1ぐらいですね。出産数というのは元年度何人というのは分からないと思うんですけど、400人前後ぐらいだと思うんですけど。国保に加入されてる方の年齢が高いから出産数が35人とか少ないものなのかどうかお教えください。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

国保の構成というのは65歳以上の人がかなりの割合を占めていきます。そのために 若い方が少ないということで、出産も少ないという現状にあります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

今の加入者についての関連ですが、元年度の加入者は幾らだったでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

令和元年度12月末時点の加入者になりますけども7,991人になります。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

26年からの数値が統計ながよに載ってますよね。これを見ますと26年が9,300なのに27年は9,100。それから28年は9000台を切って8,000台になって、それで元年が7,000台。2年の当初予算でいけば7,785人を見込んでいるようなんですね。今言われた7,991からさらに来年度の見込みは下がっていると。そうすると、加入者がどんどん少なくなっていくとトータル的な予算が減っていくわけですから。その基準以外の繰り入れをしていくとそうではないわけですが、これをしていないわけなんですね。だから結局、保険税の改定という形にまたなりかねないということになるわけなんですね。したがって、この加入の減少というのは実際少なくなっているからしょうがないということなのか。何かの努力によって加入の拡大ができるという余地がないものかどうか。その辺りをまずお聞かせをいただきたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

国保加入者の減少ですが、まず減少の主な要因といたしましては、町の総人口につきましては大きくは減少はしていないんですが、国保の加入者である74歳以下の人口でいきますと年々減少をしております。その分75歳以上の後期高齢者の方の人数が年間200人ぐらい増えておりますので、総体的に国保の対象になる人数そのものが減ってきております。さらに74歳以下の方の中でも、以前は退職したあと社保をやめて国保に入るという方が多かったんですけれども、定年しても働いてる方が多くなってきておりますので、60歳以上の方でも国保に入らずに社保に加入したままの方が年々増えているということになりますので、国保の加入率そのものも年々減少しているということになります。財政の部分につきまして言いますと、年々被保険者の方の高齢化が進んでおりますので、減少に加えて1人当たりの医療費というのが毎年上がってきております。給付費については、現在は県が全て出すという仕組みになっておりますけれども、最終的に医療費の上昇というのは国保税に乗ってくるという仕組みは変わりませんので、将来的には税率を引き上げていく必要があるというふうに見込んでおります。

〇委員長(中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

この国保税の改定は大体3か年に1回とか5か年に1回とかしていると思うんですが、 前回の改定はいつでしたかね。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

税率の改定は定期的には行っておりませんで必要に応じて行っております。最後に改

定を行ったのが平成29年度です。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

今年度の一般質問でもあっておりましたが、加入そのものが低所得者層、74歳以下の人たち、商工業者、自営業者、そういう人たちが国保の加入の対象者なんですね。これは失礼なんですが、高額所得者以外の人が大半ではないだろうかと思うんです。そういう意味からは特に所得の少ない、例えば200万とか250万以下の人たちの保険料が幾らになっているか分かりませんが、非常に過重になってると、もう払いきれないという声がよく聞かれるわけです。例えば、近隣の時津とか長崎市と比べて200万前後の低所得者の保険料を金額的に比べてどうなのかをお聞かせをいただきたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。 松田係長。

〇係長 (松田祐貴君)

令和元年度の国民健康保険税率ですが、町の方でモデル世帯を設定しまして世帯ごとの保険料額を比較を行った結果、長与町が県内21市町のうち高い方から数えて11番目となっております。長崎市が高い方から15番目。時津町が14番目ということになりますので、長崎市と時津町と比べると長与町が少し高いということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

順番を聞かせていただいて分かりましたけども、200万ぐらいの所得のある方で近隣市町と比べて保険税額は幾らになってますかと。長崎市、時津町、長与町、それぞれ 幾らぐらいになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

モデル世帯でいきますと、長与町が34万7,900円、長崎市が34万円、時津町が34万200円となっておりまして、このモデル世帯の構成は所得割対象額150万円、1世帯当たりの人数が3人というモデルで計算しております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続きまして歳出の10ページから13ページまでの中で、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。歳入歳出全体にわたりまして質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の 件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

それでは、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。本会議における町長の提案理由と重複する部分もありますが再度説明させていただきます。令和2年度の当初予算は被保険者数を一般7,785人、退職者数は無しと見込んでおり、前年度と比較すると一般291人減少、退職10人減少、合計301人減少を見込んでおります。世帯数も4,813世帯で、前年度より36世帯の減少を見込んだ予算編成を行っております。それでは予算書の1ページをお開きください。予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,709万1,000円としております。この予算額は前年度より9,900万4,000円、2.4%減少しております。

それでは長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが説明書の6、7ページをお開きください。1款国民健康保険税8億1,620万5,000円は、一般被保険者国保税8億1,592万4,000円、退職者被保険者国保税28万1,000円の合計額となっております。令和元年度の税率を用い収納率96%で算定しております。昨年度より1,177万3,000円減額しておりますが被保険者数の減少が要因となっております。2款使用料、手数料は5,000件分の督促手数料を計上しております。3款国庫支出金1項国庫補助金1目社会保障税番号制度システム整備費補助金105万6,000円はマイナンバー制度に係るシステム改修費への補助になります。8、9ページをお開きください。4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金29億863万9,000円は、1節普通交付金28億4,687万2,000円、2節特別交付金6,176万7,000円の合計額となっております。

普通交付金は療養給付費及び療養費等の支払いに要した費用に対して県から交付されるものです。また、特別交付金のうち保険者努力支援分と県繰入金は、国県が示した項目について市町が取り組んだ結果に対して交付されるものです。5款財産収入1項財産運用収入は存目計上でございます。6款繰入金2億3,647万1,000円は一般会計からの繰入金で前年度より1,104万2,000円を増額しております。主な要因といたしまして保険基盤安定繰入金の増額によるものです。7款繰越金は存目計上でございます。8款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者滞納金は200万円を計上しております。2目、3目、4目は存目計上でございます。8款諸収入2項1目町預金利子は存目計上でございます。8款諸収入3項雑入1目一般被保険者第三者納付金20万円は交通事故等第三者行為損害賠償金について計上しております。

次に歳出について説明いたします。14、15ページをお開きください。1款総務費 1項総務管理費1目一般管理費1,634万円は、昨年度比78万6,000円、4. 6%減少しております。大きく変わった点といたしまして、1節報酬164万6,00 0円は一般事務補助パート代になります。昨年度まで高額医療費点検の委託を行ってお りましたが、委託を見直し会計年度任用職員として雇用いたします。17節備品購入費 101万2,000円はパソコン8台分の購入費を計上しております。昨年度までリー スしておりましたが他市町との共同購入することで安価で済むため見直しております。 次に16、17ページをお開きください。同じく2項徴税費1目賦課徴収費897万5, 000円は前年度比587万3,000円、39.6%減少しております。昨年度まで徴 収嘱託員3名を雇用しておりましたが、収納率の向上とともに嘱託職員の役割が薄れて きたため令和2年度から雇用しない方針でおります。18、19ページをお開きくださ い。2款保険給付費1項療養諸費25億2,589万6,000円は前年度比4,294 万4,000円、1.7%減額しております。平成29年、30年度及び前年の3月から 8月までの実績と被保険者数の減少、診療報酬改定等を加味して算出しております。2 項高額療養費3億2,351万1,000円は前年度比599万9,000円、1.8%減 少しております。療養給付費と同様の方法で算出しております。3項移送費は存目計上 でございます。4項出産育児諸費1,470万8,000円は前年度より10名少ない3 5人分を計上しております。次に20、21ページをお開きください。同じく5項葬祭 諸費120万円は前年度同額で60人分を計上しております。3款国民健康保険事業費 納付金は、県が市町に支払う保険給付費等交付金の財源として納付するもので、県から 示された金額を計上しております。1項医療給付費7億2,697万5,000円、2項 後期高齢者支援金等分1億9,169万9,000円、3項介護納付金分7,434万2, 000円の合計額9億9,301万6,000円を計上しております。次に22、23ペ ージをお開きください。4款保健事業費1項保健事業費2,076万7,000円は前年 度比155万4,000円、8.1%増加しております。主な変更点といたしまして、2 目疾病予防費1節報酬579万3,000円は、看護師、管理栄養士の訪問指導の充実

を図るために訪問時間を増加しております。また、3節、4節、8節は会計年度任用職 員の導入により増額しております。 7節報償費243万4,000円のうち210万円 を健康ポイント事業の参加者報償費に計上しております。全参加者2,000人のうち 600人分を国保特別会計で予算を計上し、うち7割の方がインセンティブを獲得する と見込んでおります。12節委託料466万1,000円は、昨年度までの人間ドック、 脳ドック等に加え、今年度から歯科保健につきましては県の補助金を活用することがで きるようになりましたので歯周疾患検診を計上しております。また、母子保健事業の歯 科に関する検診及び相談事業の一部につきましても国保会計で計上しております。その ほか胃がんリスク検診の人数を実績に応じ170名少ない80名と見込み24万円を計 上しております。18節負担金、補助及び交付金179万7,000円のうち144万 円をはり、きゅう補助金に計上しております。令和2年度から国保以外の方を対象外と しましたので144万円減額しております。次に24、25ページをお開きください。 2項1目特定健康診査等事業費4,549万3,000円は前年度比31万円、0.7% 減少しております。主な変更点といたしまして、2節委託料3,482万7,000円は 85万8,000円増額しております。個別健診、集団検診合わせて3,720人分とし、 今年度から個別健診を受診した方で眼底検査の条件に該当する方には、眼科で眼底研修 を行い生活改善の動機づけを行っていきます。5款基金積立金につきましては存目です。 次に26、27ページをお開きください。6款公債費は前年度と同額を計上しておりま す。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保健者保険税還付金、2目退職 被保険者等保険税還付金、3目償還金、4目一般被保険者還付加算金、5目退職被保険 者等還付加算金は、昨年度と比較してほぼ同額を計上しております。2項延滞金は存目 項目です。8款予備費は1,000万円を計上しております。次に28、29ページを お開きください。給与費明細書につきまして、1特別職12万8,000円は国民健康 保険運営協議会の委員6名分の報酬になります。昨年度より6名減員しておりますが、 会計年度任用職員制度が始まり特別職の要件が整理されたことによるものです。次に3 0、31ページをお開きください。2一般職2,009万7,000円はそれぞれの事業 に携わる専門職及び一般事務パート職員の延べ人数分になっております。次に32、3 3ページは対象がありません。次に34、35ページをお開きください。会計年度任用 職員数になります。次に36、37ページをお開きください。給料及び職員手当の増減 額の明細になります。

続きまして、長与町国民健康保険特別会計にかかる主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページ及び2ページをお開きください。歳入歳出予算の状況として構成比及び前年との増減率を記載しております。次に4、5ページをお開きください。主要な施策、2款1項療養諸費ですが療養給付費算定のための被保険者数を一般7,785人と見込んで算定し計上しております。4款保健事業費1項2目疾病予防費ですが、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として、記載の事業を

実施してまいります。事業実施につきましては国保担当者ばかりでなく、健康増進係や 介護保険課、福祉課及びこども政策課等関係団体の協力を得ながら実施してまいります。 2目特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳までを対象とし、健康診査受診者 数を3,720人、保健指導受診者数を273人と見込み計上しております。次に6ページをお開きください。特別職、非常勤職員の一覧を。次に7ページには、補助金・負担金一覧を。次の8ページには基金の状況を掲載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇委員長 (中村美穂委員)

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑については予算書とともに予算に関する説明書の中で、ページを追って質疑を受けたいと思っております。 それではまず、説明書の6ページ、7ページの中で質疑はありませんか。 吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

収納率96%という説明がありましたが、今の経験からしてこの数字というのが達成できるような、どういう状況ですか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長 (松田祐貴君)

平成30年度の現年度収納率が96.82%でございました。令和元年度の収納見込みについても、昨年度と同じぐらいの収納率になると見込んでおりますので96%と設定するのが妥当と考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

長与の場合は平均的に96%で推移しているみたいですが、他町と比べて、それ以上 の所があるのか。あるいはまだいかない所もあるのか。分かっていればお願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。 志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

誠に申し訳ありませんがこちらの方に資料を持ってきておりませんので、後程配布させていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

国民健康保険税の部分でお伺いをしたいんですが、今回の一般質問でも同僚議員から国保税の問題、ちょっと高過ぎるんじゃないかというような問題提起がされました。先程の補正予算の審査の中でも同僚委員の方から、加入者自体が経済的な弱者、所得が少ない方にもかかわらず保険税の負担が重いんじゃないかという声が出されており、私の下にも退職された方が国保に切り替わったときに税額が提示されて、これは何かの間違いじゃないかとびつくりしたというような話も何人かから聞いているという状況があります。一般質問の中でも出されていたんですが、一般会計から法定内の繰り入れというのはやってるということですが、他自治体で法定外の繰り入れ等々、それとか法定減免以上の減免制度で、払わないといけないというのは分かりつつもなかなか払い切れないという状況を何とか解消しようという自治体もあるんですが、国県の指導もあるんだと思うんですが、なかなか踏み込めないという状況だと思うんです。しかし、何らかのそういう保険税の高騰を抑制する手だて等は検討できないものか。この辺りはこの予算の中の範囲になるのかな。保険税の考え方としていかがお考えでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず、法定外繰入をしているという自治体は、県内においてはされている自治体は無いという状況になります。それと今後の税の考え方なんですが、先程言いましたように高齢者が多いという状況、そして所得が低い方も多いという状況があるというのは事実です。そこで、そういう高齢者が多いということは、医療費もやはり高くなってきているっていうこともあって、今後保険料が上がっていくというのは予想されておりますけども、ここで税を据え置くとか減額というのはできない状況にあります。ただし、救済するために軽減税ということで、2割、5割、7割というのを設けておりますし、保険税全体を抑えるために保険事業というのをやはり充実していき、1人当たりの医療費を高くしないというふうに活動していくというのが良いというふうに考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

保険者の立場というのも分かるんですが、被保険者はこういう状況なんだということで話をさせていただきました。それと関連するんですが、督促手数料が5,000件組んでるということそのものも、なかなか払えないという状況を反映してるのかなと思うんですが、この5,000件というのは延べの数だと思うんですが、例えば加入世帯の中でどのくらいの割合で督促を出すような状況にあるのか、ここはいかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

国保税の納期が年間に10期分あるんですが、平均して納期限までに支払いをされる 方が90%ぐらいで、約1割の方が督促の対象となっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

1割が対象だということなので、この 5 , 0 0 0 件というのは、同じ方が 1 期、 2 期、 2 期とかそのたびにやはり払えないから 5 , 0 0 0 件という数字になったというふうな理解でよろしいでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長 (松田祐貴君)

1期ごとに督促を送りますので、同じ方が複数件対象になるという場合もあります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

〇委員(安部都委員)

7ページのマイナンバー制度に係るシステム整備補助金なんですが、これは単年度予算なんでしょうか、それとも数年間この国庫補助金が来るということでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

国庫補助については単年度の金額になりますので、今年度については先程補正で出てきた75万の金額が補助で、令和2年度については今回当初予算で上げてる金額が補助金ということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

社会保障税番号システム整備補助金のところでお伺いをしますが、補正予算の中で御 説明をいただいた内容によりますと、マイナンバーカードでも利用できるということだ ったんですが、これはマイナンバーカードじゃないとだめなのか。マイナンバーの通知 カード、番号でいけるのか、それともマイナンバーカードを新たに取得しないと利用で きないのか、この辺りいかがでしょうか。

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

マイナンバーカードの保険証としての利用に必要なのは番号そのものではなくて、マイナンバーカードに埋め込まれてるICチップの中に電子証明書が入っておりますので、通知カードでは使用ができません。マイナンバーカードそのものの取得が必要ということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

8ページ、9ページの中で質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

9ページの保険者努力支援分。先程からお伺いしておりますと収納率96%というのは、恐らく全国的に見てもかなり高い収納率だというふうに思うんですよね。収納率が高いから加点してこれだけの分が来るという理解なのかというのと、補正予算の中で減点の制度も令和2年から導入されるということで、以前もペナルティを一度考えたけども、やはり批判が多くて無しになったんじゃなかったかな。またこれが復活するのか。それから本町がこのペナルティを受ける見込みというのは、これだけの収納率ならまずないと考えていいのか。この辺り見込みしか言えないと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

10時40分まで休憩いたします。

(休憩 10時29分~10時40分)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程の質疑に対しての答弁をお願いしたいと思いますがよろしいですか。 志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

先程の努力者支援分。それともう1つ、前で資料を配りしますと言いました収納率の 県下での順位というところもありましたので、この2点について答弁をさせていただき たいと思います。まず、収納率の県下での順位ですが県で5番目に位置している状況で す。次に努力者支援分の減点の方に移っていきたいと思います。努力者支援で収納率と いうのもありますけども、ほかにも減点される項目があります。特定健診の受診率、例 えば受診率が20%以上30%未満の値となってる場合はマイナス10点、受診率が2 0%未満の値になってる場合はマイナス25点というようになっております。そのほか に特定保健指導の受診率、例えば受診率が10%以上15%未満の値となってる場合はマイナス10点、受診率が10%未満の値となってる場合はマイナス25点というふうに、いろいろな項目で減点があるということが国から示されております。

〇委員長 (中村美穂委員)

吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

そこの中ではっきりと努力支援分が金額幾らと。そして県繰入金も努力分と説明を聞いたんですが、なぜこの2つが同じ県から分けてしているのか。1本にして良さそうですが、なぜ分けてるのか。そこに意味があるのか。そこのところ分かりますかね。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

先程の吉岡議員の御質問については、県の方にも確認をして後程お答えさせていただ きたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

一般会計からの繰入金がアップしてるという説明があったと思うんですけども。軽減分の人数とそういう人たちが自分たちが100%本当は本人負担で払わなきゃいけないけれど、そうやって軽減されていただいてるということを知っているわけですか。そういう通知が行くわけですか。ただ数字だけでいくものだから、そこまで自分が受けているということを知っているのかどうか、そこのところ2点をお願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長 (松田祐貴君)

まず国保税の軽減を受けてる世帯ですけれども、令和元年度の数字で5,001世帯のうち2,645世帯が軽減対象となっておりまして、全体の52.9%の世帯が7割か5割か2割かのいずれかの軽減を受けております。この軽減があった場合に保険税の収入が国保の側からすると減りますので、その分を補填してくれるのがこの保険基盤安定負担金による繰入金等になるんですが、この軽減世帯の割合については制度の改正が毎年少しずつあっておりますので、平成30年度と比べると軽減の世帯の割合が若干増えておりまして、それによりまして繰り入れの額も少し増えているということになります。

被保険者に対して軽減がされているかどうかの通知につきましては、毎年お送りしております納税通知書の中に、7割軽減とか5割軽減とか軽減の割合が記載されておりますので、御自身でどの程度軽減されてるかっていうことは分かるようになっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続いて10、11ページの中で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 ないようですので歳出に移りたいと思います。歳出は款ごとに質疑を受けたいと思い ますので、まず14ページの1款総務費から17ページまでの間で質疑を行います。 質疑はありませんか。

吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

16、17ページの1款2項徴税費の委託の3名が要らなくなったと聞いたんですけども。しかし収納推進員はまだおられるわけですね。そこのところが何名になって減ったからマイナスになったというところを再度お願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

令和2年度につきましては徴収嘱託員の3名を採用しないということで、その分の予算が減額をされております。徴収嘱託員については個別に滞納者の自宅を訪問して、直接徴収をされていた方になります。それとは別に収納推進専門員というのを雇用しておりまして、その方については税の専門的な知識や経験がある方で、役場に常駐して滞納者の相談に応じたりとかそういうことを行っている方で、この方については令和2年度も引き続き採用することとなっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続いて18ページからの2款保険給付費について質疑はありませんか。ないようでしたら20ページの3款国民健康保険事業費納付金で質疑はありませんか。なければ、続きまして22ページの4款保健事業費から25ページまで。吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

2目疾病予防費の報償費がポイント事業に力を入れてるということで、町民のどういう気持ちが伝わっているのか。それと12節の委託料で歯科の方も今度あるということで聞いたんですけども、どの分に入ってあるのか。そこのところを2点お願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず健康ポイントの方ですけども、今1,500名の方が参加されておりまして、毎月の測定会とかも700名程度、半分ぐらい来られています。昨年12月にNCCの21市町を回る放送があって、そのあとに参加したいんですとか言うお電話を町民の方からすごくもらったり、窓口に来ていただいたりとか。それと年明けて電話とかで加入どうすればいいんですかと言う声がたくさん聞こえておりますので、その要因としては今参加されてる方の口コミとか、そういう部分も大きいんじゃないかというふうに考えております。もう1点につきましては歯科保健の部分なんですけども、12節委託料のところで、人間ドック、脳ドックのところに健康診査委託料ということで、ここに歯周病検診を入れている状況になります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

12節委託料の健康診査委託料の中に今年度から新たに歯科検診、歯周病の健康診査が入るということですが、これは全世帯対象なのか、それとも一定の年齢を区切っての対象になるのか。あと制度的なものの概要などを教えていただければと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

木澤課長補佐。

〇課長補佐 (木澤奈津代君)

この歯周疾患検診は、今まで40歳、50歳、60歳、70歳に到達した方の節目の 歯周疾患検診ということで、個別通知を行って実施していたものです。これを今年度か ら30歳に到達の方と妊婦もということで対象を拡大いたしまして、その分、国保から も費用を一般会計の方と分けて負担して実施するという事業になっております。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 竹中委員。

〇委員(竹中悟委員)

これ毎年聞いているんですが23ページ、はり、きゅうの補助金ですね。これについて非常にいろんな不正な方法で受診を受けるとかというのが、以前ニュースで、ずいぶん発生していたようですけど、長与町でそういうことが発生をしている病院があるのか。また、簡単に病院を設立して簡単にやれるという状態も起こってるようですけど、その辺の把握をされているのかどうか。それについてお尋ねします。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず、はり、きゅうの不正につきましては、町では把握していないという状況にあり

ます。レセプト等を見て「あらっ」というケースにつきましては、九州厚生局とかに御相談してる状況です。それとパンフレットとかが配布されてる御家庭があるかと思いますが、はり、きゅうのPRのためにですね。それについては保健所にファクスをして、こういうのが入ってますがどうでしょうかとか、そういう部分でしか不正に対する対策というのができていないというところになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

竹中委員。

〇委員(竹中悟委員)

そうすると、長与町内の開院している件数などは参考までに分かりますか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

健康保険課が持ってる件数というのは、はり、きゅうのチケットを使われる施術所についての件数しか把握してないという状況にあります。その件数につきましては、手元にありませんのであとで伝えていきたいと思っています。

〇委員長(中村美穂委員)

今の竹中委員の質疑については後程答弁していただくということにしたいと思います。 ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

4款12の委託料のところで眼底と言うのかな、そういうのが対象になったと聞いたんですが、その在り方をよろしくお願いします。実施の仕方。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

特定健診の中に詳細健診というのがあって、心電図と眼底というのがあったんですよ。 今まで集団健診の中ではそれが実施されてたんですけども、個別健診を受けた方につい てはその仕組みができてないような状況でした。それを令和2年度から個別検診を受け られた方にも詳細健診が受けられるように、特に令和2年度は眼底に取り組んでいきた いということで西彼杵医師会、そして町内の眼科の先生方に御協力をいただきながら、 御意見をいただきながら仕組み作りをしている状況にあります。令和2年度は、例えば 血圧、血糖、そして空腹時もしくはHbA1c。この両方が重なった方とか、基準を設 けて対象者を絞り込んで、そして受診をしていただきたいというふうに考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。 先程の竹中委員の質疑について答弁願います。 志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

先程聞かれました、はり、きゅうの補助の使える施術所ということで、町内には9件 使用できる施術所があります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

この特定健康診査なんですが令和元年度から長崎市も受診ができるようになったというところで、特定健診を受ける方たちが選択肢が広がったのではないかなと思うんですが、その辺り拡大を見込んでというのはあるんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

11月から市内で受診できるようになったんですけども、市内で60件ほどあります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

特定健診の3,720名と指導受診者数の273名があって、毎年両方とも上がってくるわけですけれども、指導していく中で改善されてきたという人達が結構出てるのか。これだけ努力しているけれども改善が見られないと、そういうところの把握というか、どうですかね。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

先程吉岡議員が言われた改善ですが、これにつきましては国への法定報告がありますので把握はしております。ただし、まだ令和元年度の報告というのが終わっておりませんので、元年度につきましては何%ということはお伝えすることができない状況です。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。続いて5款の基金積立金、24ページの下段から、8款 予備費27ページまで。それから、その後ろについております給与費明細書等、含めて 質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。 質疑がなければ、一番最後の主要な施策に関する説明書もこの主要な施策に関する説明書全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

良く聞き取れなかったので再度確認したいんですが、25ページの特定健康診査等委託料の中に今度から詳細検診の分も入って、詳細健診の中の眼底健診のみが令和2年度に取り組むことだということで理解してよろしいでしょうか。

〇委員長(中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

その受け取り方で良いです。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

要望的なことになるんですが、予算にかかる主要な施策に関する説明書の中に、できれば令和2年から新たに取り組むこと。例えば歯周病検診や眼底検診とかをできればこういうのに書いていただくと、今年度からこういうのを新たにやるのかというのが分かるので、そういうものを是非書いていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

今後、新しい事業につきましては上げていきたいと思っております。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

徴収嘱託員の3名を今回ゼロにするということで6ページに記載がありますけども、17ページの1款賦課徴収費の中で聞き間違いなのかなと思ったんですが、この3名を雇用をしない方針ですと。その代わりに任用職員で対応するような表現をされたんじゃないかなと思うんですけども。その辺りをもう少し詳しく。辞やめたら徴収率が下がっていくんじゃないかと感じるわけなんですけど、いやそうじゃなくて任用職員で対応するという言い方だったのかなという感じをしたんですけど。もう1回説明お願いします。

〇委員長(中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

まず徴収嘱託員につきましては令和2年度は完全に廃止しますので、その代わりの方

は雇う予定はございません。収納推進専門員については令和2年度も継続して雇用をする予定なんですけれども、会計年度任用職員制度の導入によりましてこれまでの特別職非常勤嘱託職員の位置づけではなく、その方のみ会計年度任用職員として雇用することになりますので、主要な施策の6ページからは記載が無くなったということになります。徴収率につきましては、現在徴収嘱託員が行っていた分については、全て職員が業務を行う方針に切り替えておりまして、それによって徴収率も上がってきておりますので、雇用をやめることについて徴収率が下がる心配はあまり無いものと考えております。

〇委員長(中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

復唱しますと、今までの徴収嘱託員3名は無くなりますというのが1つ。その代わりの雇用はしませんというのが2つ目。それらの職務は正規の職員が対応します。したがって徴収率は下がらないと。逆に上がっていますと。こういう理解でいいわけですね。

〇委員長 (中村美穂委員)

辻田部長。

〇健康保険部長(辻田正行君)

先程の岩永委員の御質問なんですが、現在、徴収関係の業務が国保と介護と2か所にあるんですけれども、過年度の徴収については収納推進課で一括して全庁舎の対応ということで、嘱託徴収員については令和2年度から廃止ということで方向性をつけております。その理由としまして、第1点が自主納付をこれからお願いしていくということで、なかなか自主納付に繋がらない点があったということで、それについて職員で啓発をしていくと。口座振替をお願いするとか、そういった部分で今まで徴収嘱託員が担った分を職員が代わりに頑張っていこうということで、方向転換ということで今回徴収嘱託員については、現在のところ廃止ということで考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

〇委員 (松林敏委員)

松林委員。

4,813世帯で見込んでいるということで、その中で半分近くが軽減措置に当ては まるということで、その2割と5割と7割の割合を教えてもらえたら。お願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

軽減対象世帯数2,645のうち、7割軽減の世帯が1,232世帯、5割軽減の世帯が764世帯、2割軽減の世帯が649世帯となっております。

松林委員。

〇委員(松林敏委員)

軽減された分を保険基盤安定繰入金で賄うということなんですけども、7割軽減の世帯数がどんどん増えていってもここで賄うということで、税率は変わらないという認識でよろしいんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

委員のおっしゃるとおり軽減によって税収が減った分については、国と県と一般会計 で全て補填され、国保の収入としては変わりませんので、税率にはあまり影響しません。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

歳入歳出、主要な施策に関する説明書、全体を通しての質疑で結構です。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

私は反対の立場から討論をいたします。国民健康保険税は国民皆保険制度の下、いざ というときに安心して医療機関にかかることができることを目的として創設されている ものだというふうに認識をしております。しかしながら、ほかの健康保険制度と違い、 高齢者、自営業者、無職、こうした比較的経済的に弱い立場の人たちが多く加入してい るという実態があると思います。被保険者は保険料多く負担することが難しい状況にあ るにもかかわらず、保険料負担は既に限界を超えているというふうに思います。町が示 しているモデルケース。これは同僚議員が一般質問で示したものでありますけれども、 200万円の3人世帯のケースで保険税額、これは後期の納付分などそういったものも 含めてなんですが、38万円を超える状況だということであります。実際に毎年の決算 でも相当数の滞納があり、その主な要因として、失業、病気、貧困など経済的困窮であ ります。こうした実情の改善、健康保険制度本来の役割を果たすために、一般会計から の繰り入れあるいは法定減免以上の対応が必要だというふうに考えます。実際にそうし た対応をしている自治体も、県内には無いということでありますが、全国的には少なく ありません。そういった点から、本町の対応は十分とは言えないというふうに考えます。 この制度のこうした矛盾の大本は、国保会計への国の財政支援が脆弱、乏しいというこ とが第一義的だというふうには思いますけれども、この事業の広域化によって自治体の、 町の裁量はさらに少なくなって、一層、住民の実情に沿った対応が難しくなっていると

いうふうに考えます。こうした問題点があるということ、そしてこれらの改善が必要だ という立場から、本予算に反対をいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。 この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

〇健康保険課長 (志田純子君)

それでは議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回 の補正は、歳入歳出それぞれ10万8,000円を増額し、補正後の予算の総額を5億 1,828万6,000円とするものでございます。

それでは補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額により1目特別 徴収保険料を637万1,000円増額計上、2目普通徴収保険料を331万5,000 円減額計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金は、金額が確定いたしましたので294万8,000円を減額計上いたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療 広域連合納付金は保険料の調定見込額及び保険基盤安定繰入金の額の確定により10万 8,000円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。説明書の6、7ページ、 歳入から質疑を行います。質疑はありませんか。

松林委員。

〇委員 (松林敏委員)

保険基盤安定繰入金がマイナスということは、軽減の方が少なかったという認識でよ ろしいんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

保険基盤安定繰入金については、全て後期高齢者医療広域連合が計算しているんですが、当初の見込みに比べて、被保険者数が少なかったことが主な要因ではないかと考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、続きまして歳出10ページ、11ページについて質疑を受けたい と思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳入歳出全体を通して質疑はありませんか。 岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

歳出の10万8,000円の算出根拠をお知らせください。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長 (松田祐貴君)

歳出予算の補正額については全て歳入予算の補正に伴って変更されるものになります。まず保険料につきましては、収納した額を全て広域連合に納めることになっておりますので、保険料の収入見込みが合計して約300万増えておりますので広域連合に納付する額も300万増えるということになります。それから保険基盤安定繰入金についても、一般会計から繰り入れをした額を全て広域連合に納付することになりますが、こちらが294万8,000円減額になっておりますので、それらを相殺した金額が10万8,000円ということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

それでは議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。令和2年度の当初予算は、被保険者数5,163人、124人の増加を見込んだ予算編成となっております。それでは予算書の1ページをお開きください。予算額は、歳入歳出それぞれ5億3,726万2,000円としております。この予算額は前年度と比較して2,147万6,000円、4.2%増加しております。

それでは、長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により説明させていただきます。まず、歳入予算でございます。6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料4億3,619万9,000円は1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料の合計額で、被保険者数の増加と保険料の引き上げにより、前年度比1,957万6,000円4.7%増加しております。次に2款使用料及び手数料1項手数料は督促手数料でございます。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事業費繰入金2,033万7,000円は広域連合共通経費負担分及び事業費等一般管理費を一般会計より繰り入れるものでございます。2目保険基盤安定繰入金7,981万8,00円は低所得者保険料軽減に係る公費負担分でございます。4款繰越金、5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は存目計上でございます。次に8、9ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金87万2,000円は過年度分の保険料還付金を計上しております。次の3項町預金利子、4項雑入1目滞納処分費及び2目雑入は存目計上でございます。

続きまして歳出について説明いたします。12、13ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費でございます。1目一般管理費262万7,000円は後期高齢者医療事務を行う事務経費で、会計年度任用職員1名の雇用、会議等旅費、被保険者証等の郵便料、電算機器借り上げ等でございます。令和2年度はシステム改修を予定していないことから75万1,000円を減額計上しております。2項徴収費160万9,00円は保険料徴収に係る経費で、納付書等の印刷、郵便料、口座振替手数料及びコンビニ収納手数料を計上しております。徴収員嘱託の廃止により前年度比23万3,000円を減額計上しております。次に14、15ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金5億3,115万3,000円は前年度比2,239万8,000円、4.4%増加しております。主な要因といたしまして被保険者数の増加があります。3

款諸支出金1項償還金及び還付加算金87万2,000円は過年度分の保険料還付金で、 同じく2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円計上しております。 以上が、令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算でございます。

次に16、17ページをお開きください。給与費明細書の特別職につきましては、徴収員嘱託数の廃止により対象無しです。次に18、19ページをお開きください。給与費明細書の一般職につきましては会計年度任用職員1名の報酬、職員手当及び共済費の合計157万9,000円を計上しております。次に20、21ページをお開きください。一般職のうち会計年度任用職員以外の職員は対象無しです。次に22、23ページをお開きください。一般職のうち会計年度任用職員は18、19ページの再掲になります。次に24、25ページをお開きください。給料及び職員手当の増減額の明細については会計年度任用職員制度の新設に伴う増加分です。

次に主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページに歳入歳出予算の 現状として構成比及び前年度との増減率を記載しております。次に2ページ、3ページ をお開きください。主要な施策として後期高齢者医療広域連合納付金について記載して おります。次に4、5ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧について は嘱託職員の廃止により本年度は対象無しです。補助金・負担金一覧につきましては広 域イーサネット負担金及び後期高齢者医療広域連合納付金を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

ただいま提案理由の説明が終わりました。質疑に際しましては13時15分から委員会を再開したいと思います。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

お昼から審査をするということなので、御説明の中で保険料の引き上げという話がありましたので、できればその資料を。保険料率がどういうふうに改訂になるのかの資料があれば、もし委員長の方で御配慮いただければと。

〇委員長(中村美穂委員)

今、堤委員の方から、資料をもしいただけるようだったらということなんですけれど も、午後からの審議で資料は提出できますか。

パンフレットが対応できるということですので、皆さんよろしいですか。午後からの 審議に資料があった方がより良いかと思いますので。

ここで委員会を休憩して13時15分から再開いたします。お疲れさまです。

(休憩 11時46分~13時12分)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず、質疑に入る前に、議案第21号令和2年度長与町国民健康保険の吉岡委員の質

疑について、後程回答ということでしておりましたので、その回答から始めさせていた だきたいと思います。

志田課長。

〇健康保険課長 (志田純子君)

努力者支援制度と特別調整交付金がなぜ違ってくるのかっていう質問だったと思いますけども、これは国の制度が元々違っているために別々で上げさせてもらっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

それでは議案第22号の提案理由の説明は午前中伺いましたので、これから質疑を行います。質疑につきましては予算に関する説明書で受けていきたいと思っております。

まず、歳入で6ページから9ページまで、歳入に関して一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

〇委員 (松林敏委員)

被保険者が増えることを見越して増額ということだと思うんですけども、令和元年度 が何人程度だったのかというのと2年度は何人見込んでるか。あと、ずっと増加し続け てると思うんですが令和何年ぐらいがピークと推測されるのか、よろしくお願いします。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長(中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

資料を持ってきておりませんので、分かり次第報告させていただきたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

後期高齢者医療保険料。先程の御説明で4.7%引き上げになるという御説明で、これは後期高齢の広域連合の方で決定になった分だと思うんですが、その辺りの御説明をいただきたいというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

今回の値上げの部分の主な原因としましては医療給付費の増額。一人当たりの医療費はやはり増加をしておりますので、その分がまず1点。それから収入の方では、高齢者

負担率の変更に伴う支払基金からの交付金等の減で、特に原爆の部分とか被爆体験に係る特別調整交付金の減というのがあったために、収入が減って、支出が増えるというような構造になるので、保険料の増額となっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

これは同僚議員からいただいた資料になるんですが、長与町の1人当たりの保険料が令和元年で8万1,063円だったのが、次年度令和2年度からは8万5,296円になるという資料をいただいたんですよ。こういうことで理解してよろしいでしょうか。 志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

堤委員が言われた金額は長与町の1人当たりの平均というふうに考えてよろしいんで しょうか。保険料は所得と均等割ということですので、人数っていうのが関係してくる かと思うんですけども、その辺がよく分からないのでお答えが難しい状況にあります。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

私がお聞きしたいのが、広域連合の方に行かれてる議員からいただいた資料では増加率が長与町は5.2%となってるんですが、先程の御説明では4.7%。ここで差があるのが何かなというふうに思うんですが。これも資料が違うから分からないのかな。

〇委員長 (中村美穂委員)

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

そうですね。やっぱり基になる資料が違う場合、%も変わってきます。どの時点をとって比べていくかが違うかと思いますので、そこは精査をしたいと思いますけども。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

先程の堤委員の質疑に対して、御回答を再度いただけますでしょうか。 志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

先程の4.7%という部分ですが、6ページ、7ページの1款 1 項の合計の本年度と前年度を記載しております。これが何%伸びたかというところの%になっておりました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先程、松林委員から質疑がございました件について答弁できますか。 松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

先程の松林委員からの御質問で被保険者数ですが、令和元年度最新の2月の被保険者数が5,148人です。令和2年度の予算を作成するときの被保険者が5,163人です。それと後期高齢者人口のピークですけれども、町としては数字を持っていないんですが、長崎県が推計した人口では令和17年が後期高齢者人口のピークというふうになっておりますので、それまでは増え続けるような推計となっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

松林委員。

〇委員(松林敏委員)

心配しているのは、長与町は老人ホームが多いので後期高齢者のタイミングくらいで 引っ越してこられる方も多かったりとするのかなというイメージなんですけど、その辺 はどうなんでしょう。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

後期高齢者の方の保険料とか医療給付費については全て県の広域連合が出しますので、 県の中で長与町とかほかの市町に異動があっても、最終的には全て支出をするのは広域 連合になりますので、県内の医療については負担が長与町が特に増えるということには なりません。ただ、県外から長崎県内とか長与町内の老人ホームとか老人施設に入って こられた方については、住所地特例という制度がありまして、元々住んでた県の方の被 保険者というようになりますので、そういう施設が多い県に負担が偏らないように、 元々住んでいた住所地で保険給付をやるという仕組みがありますので、施設が多いこと によって負担が増えないような仕組みがちゃんと作られているということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

先程のところなんですが、この医療給付費の増の要因に長崎市と長与町だけは、どう しても被爆者が非常に多いというところで保険料も上がるんじゃないかというふうなこ ともあると思うんですが、その辺りもう少し説明をお願いいたします。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

原爆の方が多いとどうしても医療費は上がってくるかと思うんですが、この広域の医療費というのは全体を考えていて、長与町が多い、長崎市が多い、そこだけが上がるというのではなくて全部合算になります。ですから保険料が長与と長崎市が上がるということもありませんし、みんなで分けるという形になります。ただ、そのときの分け方としては所得とその世帯の75歳以上の方。そこが一番大事になってくるんじゃないかと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続きまして、歳出12ページから15ページまで一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

ないようでしたら給与費明細書から最後の主要な施策に関する説明書まで一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。歳入歳出全体にわたって質疑はありませんか。 吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

先程の6、7ページに戻りまして、前年と比べて1,957万6,000円アップ。約2,000万のアップということで、その要因として対象者の増と保険料のアップが考えられると2点を大きく言われましたが、人数を比較してみたら5,148名と5,163名だから約20名の増。だから要因が対象者の増と保険料のアップと聞いたんですが、それからすると保険料のアップがどれぐらいになるのか。対象者の20名の増以外には保険料のアップが考えられるわけだから、どれぐらいアップするのかお聞きいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

吉岡委員の質疑に対し回答願いたいと思います。

志田課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

具体的に幾ら増えるかお答えさせていただきます。例えば年収100万の方が、去年の率で言ったら13万2,500円になります。これが今年度令和2年度の率になると13万7,000円になりますので、同じ所得の方が4,500円増額になると思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

松田係長。

〇係長(松田祐貴君)

先程御説明した被保険者数の推計なんですが、私が申し上げた令和元年の被保険者数というのが2月現在ですので、最新のものを申し上げたんですけれども、年度の初めの予算作成時の人数で比べますと、令和元年度が5,039人、令和2年度が5,163人ということで、124人増加するという見込みで作成しております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

この後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。この後期高齢者 医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療制度から切り離し、高齢者が増える ほど、また医療費が増えるほど住民の負担が増え続ける、そういう制度設計になってお ります。実際の運用でも2年ごとに見直しが行われ、今回も、以前から指摘しておりま したけれども、そういったことで保険料が2年ごとに、見直しのたびに引き上げられる という制度になっております。このために、制度創設当時からこの制度は廃止すべき、 改善すべきという大きな世論が巻き起こりました。しかし、そうした国民の反対の声を 押し切って国が決定した制度であり、自治体独自ではいかんともしがたいという側面が あることは事実であります。しかしながら、高齢者が増えるほど、また医療費が増える ほど住民はさらに痛みが増えるという制度的な問題、これをやはり地方議会から問題が あるということを訴えていく必要が私はあるというふうに思います。そういう立場から、 制度の根本の在り方を問うという点で、この制度の予算に反対をいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

14時まで休憩いたします。

(休憩 13時50分~14時00分)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

〇介護保険課長 (堀池英二君)

議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、保険事業勘定歳入歳出それぞれ741万8,000円追加し、介護サービス事業勘定、歳入歳出それぞれ4万4,000円の減額を計上しております。それでは、長与町介護保険特別会計補正予算第3号に関する説明書の事項別明細書により御説明いたします。初めに、保険事業勘定の歳入からになります。6ページ、7ページをお開きください。3款国庫支出金2項国庫補助金4目保険者機能強化交付金438万1,000円につきましては、令和元年度保険者機能強化交付金の額の決定により計上いたしております。6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金3万7,000円につきましては、介護給付費準備基金の預金利息となります。7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金300万につきましては、要支援者及び事業対象者の件数が見込みに対して伸びなかったことによりサービス事業勘定に歳入の不足が生じたため、保険事業勘定に基金の繰り入れを行い、サービス事業勘定への繰り出しを行うものであります。

続きまして歳出になります。10ページ、11ページをお開きください。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金441万8,000円につきましては、今回の歳入である保険者機能強化交付金及び介護給付費準備基金の利子を基金へ積み立てる予定としております。6款諸支出金1項繰出金1目介護サービス事業勘定繰出金300万円につきましては、サービス勘定収入が見込みに対して伸びなかったことによる補填のための繰出金になります。

次にサービス事業勘定の歳入でございます。18、19ページをお開きください。1 款サービス収入1項介護予防給付費収入1目1節介護予防サービス計画費収入マイナス 154万8,000円。介護予防ケアマネジメント費収入マイナス149万6,000円 につきましては、要支援者数及び事業対象者数が見込みより少なく、当初予定の収入が 見込めないため減額補正を行っております。4款繰入金1項1目保険事業勘定繰入金3 00万につきましては、介護予防サービス計画費収入、介護予防ケアマネジメント費収 入のマイナス収支の補填を行うための繰入金でございます。

続きまして歳出になります。22ページ、23ページをお開きください。1款事業費 1項1目指定介護予防支援事業費13節委託料マイナス4万4,000円につきまして も、要支援者数及び事業対象者の減少によりケアプラン作成委託件数が減少したことに よる減額でございます。

以上が補正予算第3号の主な内容になります。よろしくお願いいたします。

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑につきましては、補 正予算に関する説明書に基づいて順に受けたいと思います。まず、保険事業勘定の歳入 について、6ページ、7ページのところで質疑はありませんか。

ないようでしたら歳出の10ページ、11ページ。

ないようでしたら介護サービス事業勘定の歳入で質疑はありませんか。

ないようでしたら歳出の22ページ、23ページ。

なければ補正予算全体に通して、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

介護サービスの分の収入が300万円減少したというのは、ケアプラン作成の委託料 がマイナスになったためなのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

総合事業につきましては、対象者が事業対象者と言って介護の認定を受けなくてもチェックリスト等で対象となる方、そして要支援1の方、要支援2の方がいらっしゃるんですが、その事業対象者、要支援1、要支援2につきまして当初の見込み。第7期計画の中で見込んでいた数より大幅に少なかったという現状があります。詳しく申しますと、事業対象者は令和元年度で48名を想定しておりましたが実際は23名。そして要支援1は389名想定に対して278名、要支援2は370名想定に対して実際が305名ということで、合計で200名見込みより少なかったということがありますので、それに伴いサービスを受ける方というのが減っております。ですから、07会計のサービス事業勘定というのは、包括支援センターのケアマネたちがサービス収入として、プラン等を立てていただいた分の収入があるんですが、そちらの方が大幅に少なかったということで、それに対して補填をしていただいているのが300万円ということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

見込みよりも少なかった要因。その辺りはどうでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

詳しい分析はまだしていないのですが、やはり高齢化によって今までの要支援の方が 要介護に移行したという部分があると思いますし、あるいは健康づくりの事業の成果が 出て、要支援に移っていく方が少なかったという見方もあるんじゃないかというふうに 思います。まだ詳しい分析はできておりません。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算第3号の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。

堀池課長。

〇介護保険課長(堀池英二君)

議案第23号令和2年度介護保険特別会計予算について御説明いたします。介護保険特別会計の予算額でございますが、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ33億1,819万8,000円で前年度比2億2,198万4,000円、7.2%の増となっております。令和2年度の予算につきましては、長与町第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者数1万1,283人、認定者数2,197人、認定率19.5%と推計し、事業費を算出しております。

それでは予算書に関する説明書により説明させていただきます。まず、保険事業勘定の歳入予算でございます。6ページ、7ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料7億1,755万4,000円、前年度比680万5,000円、0.9%の減となっております。7期計画中の保険料については標準月額保険料5,400円で算定しており、給付費や地域支援事業の事業費の23%相当が保険料の負担分でございます。内訳は、現年度分特別徴収保険料が6億3,754万9,000円、現年度分普通徴収保険料が7,750万5,000円、滞納繰越分普通徴収保険料が250万円でございます。2款使用料及び手数料7万2,000円は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金5億6,595万5,000円は前年度比4,097万2,000円、8.6%の増で、給付費に対する国の法定負担分として施設分費15%、居宅分20%となっております。2項国庫補助金1目調整交付金9,175万6,000円は法定負担率は5%でございますが補正係数により令和2年度は3.05%で計上しております。2目、3目は地域支援事業に係る国の法定負担分で、2目介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業が39%となっております。2目地域支援事業交付金3,617万9,000円は

前年度比135万8,000円、4%の増、3目地域支援事業交付金(介護予防・日常 生活支援総合事業)以外の地域支援事業の3,842万6,000円は前年度比108万 3,000円、2.9%の増となっております。4目保険者機能強化推進交付金は存目計 上いたしております。なお、地域支援事業交付金の総額ベースでは7,460万5,00 0円で前年度比244万1,000円、3.4%の増となっております。4款支払基金交 付金は第2号被保険者、40歳から64歳までの方が納めた社会保険料分になる制度負 担分でございます。1目介護給付費交付金8億1,226万6,000円は前年度比5, 649万2,000円、7.5%の増となっており、交付率は給付費の27%となってお ります。2目地域支援事業交付金3,907万4,000円は前年度比146万7,00 0円、3.9%の増となっております。交付率は介護予防日常生活支援総合事業に係る 給付費の27%となっております。次の8ページ、9ページをお開きください。5款県 支出金1項県負担金1目介護給付費負担金4億1,177万3,000円は前年度比2, 702万9,000円、7.0%の増で、給付費に対する県の法定負担分として、施設分 17.5%、居宅分12.5%となっております。2項県補助金3,730万2,000円 は、地域支援事業に係る分で前年度比122万1,000円、3.4%の増となっており、 |交付金割合は、1目介護予防・日常生活支援総合事業が12.5%、2目介護予防・日 常生活支援総合事業以外の地域支援事業が19.5%となっております。1目地域支援 事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)の1,808万9,000円は前年度比 67万9,000円、3.9%の増。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援 総合事業以外の地域支援事業) 1,921万3,000円は前年度比54万2,000円、 2.9%の増となっております。6款財産収入は存目計上でございます。7款繰入金1 項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億7,605万円は町の法定負担割合12. 5%分で前年度比4,605万5,000円、14%の増となっております。2目地域支 援事業繰入金(介護・予防日常生活支援総合事業)1,809万円は町の法定負担割合 12.5%分で前年度比67万9,000円、4%の増。3目地域支援事業繰入金(介護 予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)1,921万4,000円は、町の法 定負担割合19.5%で前年度比54万2,000円、2.9%の増となっております。 なお、地域支援事業の総額ベースでは3,730万4,000円で前年度比122万1, 000円、3.4%の増となっております。4目その他一般会計繰入金5,584万円は、 前年度比454万円、8.9%の増となっており、歳出の総務管理費、徴収費、介護認 定調査会費、趣旨普及費、介護保険運営協議会費、公債費に充てるものでございます。 5目低所得者保険料軽減繰入金2,863万7,000円は、消費税増税に伴う低所得者 への介護保険料軽減策として、国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で公費負担 することとなっております。負担率は、第1段階の方が0.375から0.3へ、第2段 階の方が0.575から0.5~、第3段階の方が0.725から0.7~軽減となってお ります。参考までに軽減の対象者は、第1段階1,543人、第2段階696人、第3

段階619人になります。10ページ、11ページをお開きください。2項1目介護給付費準備基金繰入金については、7期計画中で6,000万円の繰り入れを行う予定で、令和2年度は6,000万円を計上しております。なお、令和2年度末での基金残高は3億9,060万1,000円を見込んでおります。8款繰入金1,000万円は前年度繰越金でございます。9款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子、3項雑入については、それぞれ存目計上でございます。歳入は以上になります。

次に歳出でございます。14、15ページをお開きください。1款総務費1項総務管 理費1目一般管理費1,214万3,000円は前年度比6万5,000円、0.6%の増 となっております。ここでは被保険者と資格管理に関する事務費を計上しております。 2目連合会負担金32万7,000円は国保連合会に対する事務負担金になります。第 三者行為求償事務負担金は交通事故等第三者行為による給付費求償事務に係る負担金。 特別徴収経由事務負担金は年金天引きによる特別徴収保険料の経由事務に係る負担金。 広域イーサネット負担金は国保連システムの専用回線に係る国保連への負担金となって おります。2項徴収費287万円は前年度比82万5,000円、22.3%の減となっ ております。賦課徴収に係る経費を計上しております。減額の要因といたしましては、 令和2年度より徴収嘱託員を継続しなくなることによります。16、17ページをお開 きください。3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費1,042万4,000円は、 審査会委員30名の12回分の報酬と介護認定専門員1名分の報酬並びに認定審査会運 営経費等を計上しております。減額の要因といたしまして介護認定調査専門員を2名体 制より1名に変更することによります。2目認定調査等費2,402万4,000円は前 年度比297万5,000円、14.1%の増となっております。認定調査に係る介護認 定調査員3名分と認定調査800件分の報酬のほか、医師の意見書作成手数料等、認定 調査に係る経費を計上しております。増加の要因として会計年度任用職員制度開始によ る人件費が増加するためでございます。 4項趣旨普及費30万4,000円は65歳に なられた方などに介護保険制度の周知のためのパンフレットの印刷代を計上しておりま す。 5 項介護保険運営協議会費 5 4 4 万 8,000円は 5 回分の開催経費及び長与町老 人福祉計画第8期介護保険事業計画策定費を計上しております。2款保険給付費1項介 護サービス等諸費30億839万6,000円は前年度比2億923万3,000円、7. 5%の増となっております。ここでは要支援要介護の認定を受けた方が利用した介護サ ービス、介護予防サービス費の支払い分の給付費と、国保連への審査手数料を計上いた しております。内訳は、介護サービスに係る給付費分28億2,523万円、前年度比 1億8,427万9,000円、6.8%の増。介護予防サービスに係る給付費分1億8, 038万7,000円で、前年度比2,492万6,000円、16%の増となっており ます。また、審査支払手数料の277万9,000円は前年度より2万8,000円増と なっております。3款地域支援事業費は令和2年度は前年度より821万円、3.5% 増の2億4,324万9,000円となっております。20ページ、21ページになりま

す。1項介護予防・生活支援サービス事業費1億2,460万6,000円は、総合事業 対象者に係る訪問介護、通所介護、各デイサービスに係る費用で、前年度より475万 3,000円、4.0%の増となっております。1目介護予防・生活支援サービス事業費 1億1,115万8,000円は前年度比420万5,000円、3.9%の増。2目介護 予防ケアマネジメント事業費は1,344万8,000円、前年度比54万8,000円、 4.2%の増となっております。2項1目一般介護予防事業費2,011万3,000円 は前年度より67万9,000円、3.5%の増となっております。ここでは、お元気ク ラブ、めだか85、いきいきサロン事業、介護予防サポーターポイント制度や脳トレ教 室を実施するための経費として。7節報償費は、お元気クラブの開催に伴う医師等謝礼。 12節委託料は、めだか85、脳トレ教室、介護予防サポーターポイント制度に係る社 協への委託。18節負担金、補助金は、いきいきサロン事業、介護予防サポーターポイ ント制度に係る補助金になります。 3 項包括的支援事業・任意事業 1 目地域包括支援セ ンター運営費2,273万7,000円で、前年度より326万6,000円、16.8% の増となっております。長与町地域包括支援センターに係る専門職、保健師、社会福祉 士の人件費や地域包括支援センター運営協議会委員の報酬等を計上しております。24 ページ、25ページをお開きください。2目総合相談事業費2,198万1,000円は 前年度より267万5,000円、13.9%の増で、介護保険課の窓口で対応している 介護相談員と訪問指導を実施しております訪問看護師の報酬や、医師等の謝礼、軽自動 車リース料と相談事業に係る経費を計上しております。3目権利擁護事業37万4,0 00円は前年度より498万8,000円の減で、高齢者虐待等ケース会議の開催に伴 う弁護士等の謝礼を計上するほか、研修旅費等を計上しております。また、減額の要因 として、前年度におきましては高齢者の方の権利擁護のための成年後見人制度の周知を 図るためのパンフレットの作成等経費を計上していたためでございます。4目包括的・ 継続的ケアマネジメント支援事業費1,575万2,000円は前年度より155万6, 000円の増で、包括支援センター専門員の報酬のほか、居宅事業所向けの啓発用パン フレット作成等の経費、資質向上のための研修等に係る経費を計上しております。また、 増の要因として会計年度任用職員制度開始による人件費が増加するためでございます。 5目在宅医療・介護連携推進事業費536万6,000円は前年度より24万円の減で、 長与町在宅医療連携推進協議会の運営に係る経費のほか、地域の在宅医療介護連携を支 援する相談窓口の運営に係る経費を計上しております。6目生活支援体制整備事業費8 34万8,000円は前年度より34万8,000円の増で、支えあい「ながよ」協議体 の運営に係る経費のほか、生活支援コーディネーターの配置に係る分や高齢者の社会参 加や生活支援の充実を推進するための経費となっております。令和2年度も引き続き地 域の支え合いのための住民周知や研修会を開催し、地域の課題等の協議を行ってまいり ます。28ページ、7目認知症総合支援事業費1,617万3,000円は前年度より1 0万8,000円の減で、認知症地域支援推進員の報酬や認知症初期集中支援チームに

係る業務委託料等を計上しております。令和2年度も引き続き認知症初期集中支援チー ムによる支援と相談体制の充実を図るため、認知症カフェ事業の実施を行う予定です。 8目地域ケア会議推進事業費は前年度と同額の127万2,000円を計上いたしてお ります。令和2年度も引き続き、自立支援型地域ケア会議の開催のほか、困難事例対応 型の地域ケア会議を速やかに開催し、医療介護に係る専門職等による住民への必要な支 援を行ってまいります。30ページ、9目任意事業費652万7,000円は前年度よ り26万9,000円の増で、内訳はケアプラン点検等給付適正化に伴う経費、成年後 見制度に係る経費、家族介護支援事業として介護者リフレッシュの集いや介護学習会の 開催、地域支援事業として配食サービスを事業所に委託し実施しております。19節扶 助費では、在宅介護見舞金につきましては前年度より66万円増で計上しております。 増の理由といたしましては、国において今年度に入ってから地域支援事業実施要綱改正 が行われ、対象者の条件が緩和されたため支給額増を見込んでおります。家族介護用品 支給は前年どおりでございます。4款基金積立金は存目計上でございます。5款公債費 30万円は一時借入金に対する利子分として計上しております。34ページ、35ペー ジをお開きください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者 保険料還付金として70万円を、2目償還金は存目計上、3目還付加算金は1万円を計 上しております。7款予備費については1,000万円を計上いたしております。

保険勘定につきましては以上でございます。

次に歳出でございます。46ページ、47ページをお開きください。1款1項1目指定介護予防支援事業費は2,465万8,000円、前年度比176万3,000円、6.7%の減となっております。1節報酬は、包括支援センター専門員、ケアマネージャー等に係る分で、前年度より249万6,000円減の1,456万1,000円で計上しております。減の要因といたしましては、令和元年度は9名分を計上しておりましたが、2年度は1名減により計上しております。3節職員手当等は包括支援センター専門員の期末手当になります。4節共済費は包括支援センター専門員の社会保険料になります。8節旅費、18節負担金は、包括支援センター専門員に係る研修旅費と参加負担金のほか、サービス利用者に対する担当者会議時の費用弁償になります。12節委託料のうち

ケアプラン作成委託料はケアプラン作成を外部へ委託するための経費を計上しており、 それ以外についてはケアプラン等の作成に係る経費をそれぞれ計上しております。次に 1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費は2 85万8,000円、前年度比65万1,000円、18.6%の減となっております。 12節委託料は介護予防ケアマネジメント作成を外部委託するための経費でございます。 48ページからは給与費明細書になります。

以上が、令和2年度介護保険特別会計歳入歳出予算でございます。

続きまして特別会計予算にかかる主要な施策に関する説明書について御説明申し上げます。保険事業勘定からですが、1ページは歳入歳出予算の状況として構成比及び前年度との増減率を記載しております。次に2ページ、3ページをお開きください。2 款保険給付費や3 款地域支援事業についての主要な施策を記載しております。5ページは特別職・非常勤職員報酬一覧を。6ページ、7ページは補助金負担金一覧を、8ページには基金の状況を掲載いたしております。9ページには長期継続契約予定一覧を記載しております。11ページからは介護サービス事業勘定になります。11ページは歳入、歳出予算の状況として構成比及び前年度との増減率を記載しております。12、13ページは主要な施策を記載しております。14ページは給与費明細書にかかる特別職・非常勤職員報酬一覧を、15ページには補助金・負担金一覧をそれぞれ記載しております。

以上が特別会計の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑についてですけれども、説明書によって質疑を順次行いたいと思います。まず、保険事業勘定の歳入6ページから11ページまでの間で質疑はありませんか。

松林委員。

〇委員(松林敏委員)

歳入全体として1割近く増えたことになってるのかなと思うんですけども、これは介護者の人数がそんな増えたということでよろしいしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

堀池課長。

〇介護保険課長 (堀池英二君)

予算額につきましては長与町第7期介護保険事業計画に基づき作成をしておりますので、第1号被保険者数は2,197人として事業費を算出しております

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続きまして歳出について質疑を受けたいと思います。1款総務費、14ページから18ページまでの中で質疑はありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

例えば17ページの職員手当がありますよね、1目介護認定審査会費。職員手当はそれぞれ目に上がってるんですが、会計年度任用職員の手当は3節、4節で支給すると。本来の給与的なものはどこに計上してあるんですか。

〇委員長 (中村美穂委員)

堀池課長。

〇介護保険課長 (堀池英二君)

1節報酬でございます。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

介護保険勘定に関わる会計年度任用職員は、何名雇用しようとされているんですか。

〇委員長(中村美穂委員)

堀池課長。

〇介護保険課長(堀池英二君)

54ページになるんですけれども、会計年度任用職員の保険事業勘定29名とサービス事業勘定8名分が該当となっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

サービス勘定と保険勘定にあるわけですけども、サービス勘定8人ですね。保険勘定の場合はどれで見たらいいんですか。すぐ上の29人が全部任用職員ですか。私が尋ねているのは任用分が何人ですかということ。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

会計年度任用職員は再任用の方ではなく、今までパートとして来ていただいた方が同一労働同一賃金ということで、まずは公務員の働く職場から令和2年度から開始します。そして、介護保険課の方ではとてもたくさんの会計年度任用職員を抱えることになりますが、いろんな事業ごとに分かれておりまして、29人の内訳としましては、一般介護予防事業でしたら今指導員として来ていただいている方が6人。そして総合相談の中では訪問看護師が3名、窓口相談員が3名。そして保健師、主任ケアマネージャーというのもこちらの方に入ります。それから在宅介護や生活支援や認知症などのコーディネーター。それから適正化で来ていただいている作業療法士や事務パートなど、こういった方々がたくさんいらっしゃいますので合計しますと29名になります。サービス事業勘定の方の8名に関しましては、包括支援センターの方で従事していただいているケアマ

ネージャーが8名ということになります。

〇委員長 (中村美穂委員)

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

分かりましたけども、職員は職員でいるのに目ごとにそれぞれパートの人たちが要る のかどうかですね。大体よそもそういう状況にあるわけでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

辻田部長。

〇健康保険部長(辻田正行君)

他会計は別として、介護保険の場合は目ごとに分かれてるんですけども、その理由といたしましては、地域支援事業の中で事業目的に応じた会計年度職員を雇用して実績を作りなさいというような指導があっておりますので、各事業に対して会計年度職員がつくという形になっておりますので、一括して例えば総務費の中にとかいう計上は行っておりません。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続いて2款保険給付費、次のページの21ページの上段までですね。

質疑はありませんか。次の3款地域支援事業費20ページから32ページまで。 松林委員。

〇委員(松林敏委員)

21ページの3款2項1目7報償費、医師等謝礼というところで、これは今まで無かったんじゃなかったかと思うんですけども。1節の報酬が特に増えているのかと思うんですけども、振り当てる項目が変わったのかなと思うんですけど。いかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

昨年までは会計年度任用職員の報酬ではなく、8の報償費の方でお支払いをしていた んですが、そのうちの6名は会計年度任用職員に当たるということで、こちらの方に計 上をしております。そのほか報償費でそのまま残っているのは、健康教育等で単発で来 ていただくようになる医師や保健師、栄養士などということで想定をしております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員 (安部都委員)

20ページ、地域支援事業費の一般介護予防事業費で地域支援事業専門員ですね。脳トレ教室事業で、昨年度より今年は倍ぐらいに要望が多くて人数を増やしたというふう

に聞いておりますが、その辺りの内訳を教えてください。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

脳トレ教室は一般介護予防事業には当たりますが、こちらの方は委託料の方で計上しております。23ページ、12節委託料一般介護事業委託料がありますが、こちらの中にあるのが、めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント事業の3事業になっております。脳トレ教室は真珠園療養所に委託をしておりまして、めだか85、サポーターポイント事業は社協の方に委託をしております。脳トレ教室の人数増につきましては令和2年度に開催回数を増やして対応しております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 堤委員。

〇委員(堤理志委員)

23ページの18節に地域住民グループ支援事業補助金とありますが、現在この地域 住民グループは何グループぐらいあるんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

こちらの方がいきいきサロンになりますが、令和元年度現在21か所開所しております。令和2年度につきましては1か所増設ということで相談をいただいていますので、令和2年度は22か所ということで実施をする予定です。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑ありませんか。続きまして32ページの4款基金積立金から7款の予備費まで、次の35ページまでですね。この間で質疑はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

先程御説明いただいた、いきいきサロンの件なんですけれども、21から22か所ということですが、これは地域的に町内できれいに分散してるのか。地域的な偏りは発生していないのか。この辺りいかがな状況でしょうか。

〇委員長(中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

どうしても中央地区の開所が多いかなとは思うんですが、それぞれのサロンで、自治会の方のみを対象としている所もあれば、例えば長与中央公民館でされているみつば会サロンなどは町全体から、来ることができる方はOKですよとしているサロンもありま

すし、今年度開所された大越のいきいきサロンは、近隣の自治会をいくつか巻き込んで OKですよというふうにしている所もありますので、それぞれですので、自分の地域に は無くても、全ての住民が参加はできるものと思います。ただ、通い易さなどを考えた ときに自治会に1つ、50か所開所が最終目標だと考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 松林委員。

〇委員 (松林敏委員)

31ページの需用費の印刷製本費735万円。認知症総合支援事業費という限られた中の製本費としては高額じゃないかなと思うんですが、どういったものでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

地域支援事業の予算につきましては、7期計画の方で上限いっぱいに組んでおり、認知症は国の方も今後手厚く事業をやらなければいけないということで予算がたくさんつくようになっております。それで計上させていただいております。

〇委員長 (中村美穂委員)

计田部長。

〇健康保険部長(辻田正行君)

今年度国の認知症施策の指針とか認知症に対する施策関係が法整備とかに掛かってきますので、その分も含めてパンフレット等を住民の方に配りたいと考えております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 吉岡委員。

〇委員(吉岡清彦委員)

33ページ、19節在宅介護者見舞金。見直しがあるとかいうことで増やしたという ことですけど、もうちょっと中身をよろしくお願いいたします。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

先程、課長の方からも少し説明があったとかと思いますが、国の方より今年度に入りましてから地域支援事業の実施要綱の改正が出されております。そちらの中で、今までは介護サービスを受けていない中等度の要介護者、要介護3以上の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業ということで示されていましたが、こちらの方が今までは介護サービスを使っていない方っていうことだったんですが、今回福祉用具の貸与や特定福祉用具販売または住宅改修のみを利用する方は大丈夫ですよとか、あと事業

実施前1年の間において、サービスの利用日数が10日以内の要介護者はOKですよ。 あるいは要介護3以上が原則ですが、要介護2であっても認定審査時に認知症自立度が 2以上。つまり日常生活に支障を来す症状があるけど、誰かが注意していれば自立がO Kですよというような方も含めるところで、この事業の対象となりますということで緩 和されたものが出されておりますので、見直す予定をしております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 安部委員。

〇委員(安部都委員)

29ページ、認知症初期集中支援チームの検討委員会、委員が20名と思うんですが、これから年に何回実施する予定なのか。それと31ページの認知症初期集中支援事業の委託についての中身。多分、家族の支援とか、認知症の人の集えるカフェも同様になるんですかね。その辺りどのくらいの頻度で行われるのか教えてください。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

まず1点目の認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催についてですが、年度当初 と年度終わりの2回実施する予定で年度当初は行えたんですが、2回目を3月に予定し ておりましたので新型コロナの影響で中止としております。委員につきましては13名 となっております。それから初期集中支援チームの稼働についてですが、現在長崎北病 院の方に委託をしておりまして、チームとしましては実際には包括支援センターにいる 看護師と北病院にいる医療ソーシャルワーカーの2人がチームとして対象となった方の 訪問などを行っております。30年度から新規事業として北病院との委託を行っていま すが、今まで御説明したとおり30年度は稼働が無い状況でした。ただ、相談について は毎年たくさんの方が相談に上がっておりまして、30年度は相談者年間で17名。今 年度に入りましては2月末現在で包括への認知症についての相談が32名上がっており ます。その中で現在初期集中支援チームとして稼働しているのが1件あります。まだ、 こちらの方は終了はしていないんですが、北病院の医療ソーシャルワーカーと包括の訪 問看護師が数回家庭訪問をしております。そして病院の方に受診に繋がり、認定調査も 実施して、現在認定結果待ちとなっております。32名中1名しか集中支援チームには かかっていないんですが、その他の方も、包括の方の訪問看護師が定期的に訪問をして いたり、受診に繋がったり、包括の職員の対応によって、介護認定、サービス受給に繋 がったりということになっております。それから、初期集中支援チームと認知症カフェ は別になっておりまして、認知症カフェは月に1回の定例分は社会福祉協議会に委託を しております。そのほか、介護保険課の方で不定期に地域を回るという形で今年度4回、 認知症カフェを出張版ということで実施しております

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

了解しました。1件が結果待ちというところであるんですが、初期のうちに発見をするというのが一番理想だと思うんですけど。委員会は年に2回稼動、包括はその都度行って、今後増える見込みはあるということでよろしいでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

高齢化が進むとともに認知症が増加するというのもあると思いますし、また認知症についてより地域の理解が進むにつれ相談件数も増えるものと考えております。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入の質疑を受けたいと思います。歳入42、43ページについて質疑はありませんか。

歳出に移りたいと思います。 1 款事業費の 4 6 ページから 4 7 ページ。 堤委員。

〇委員 (堤理志委員)

47ページ、一番最後のところに介護予防ケアマネジメント作成委託料があります。 外部へ委託を考えているということですが、まずこの介護予防ケアマネジメントという のがどういったものかと。あと、外部委託しようとした理由をお伺いしたいと思います。 庁舎内でできなかったのか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

当初は要支援者、事業対象者ともにどんどん増えていく見込みとしておりましたので、包括のケアマネージャーで賄えないと判断しておりました。ただ、先程から御説明していますとおり見込みよりかなり要支援者、事業対象者が少なかったということで、委託の方もそう増えていないという状況にあります。そして、ケアマネジメント事業費というのが、ケアプランを1人1人の方に立てるんですが、立てっ放しではなく、それぞれのケアマネージャーは定期的に訪問をして、プランが適正であるか見直すような作業をしております。そちらの方に掛かる費用がケアマネジメント事業費になっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

辻田部長。

〇健康保険部長(辻田正行君)

若干補足して説明させていただきます。こちらのケアプラン作成と介護予防ケアマネ

ジメント作成というのが、1款2項につきましては総合事業の対象者ということで、介護認定を受けてらっしゃらない方が対象となります。全体的な委託に対する考え方なんですけれども、御家族の方で例えば介護者がいた場合につきましては家族を一体として考えるということで、一体的なケアプランの作成が必要だということで、その対象者の家族を含めた形で、同じケアマネージャーの方がプランを立てた方が家族での対応がよりスムーズにいくということがありますので、そういった面を含めて外部委託というのをやっております。そのほかに、ケア会議というのを毎月行っておりますけれども、それにつきまして、毎回、ケアプランの作成についての適正化の部分とアドバイスということで、各専門職の立場での指導というのを毎月行っているんですけれども、その分を支援1、2の介護予防ケアプランについて行っておりますので、その分を各介護予防を持たない事業所については、その分を持っていただいて、専門職のアドバイスを行いながら、指導といった部分とケアマネジメントの向上という部分を目的として、そういった会議を進めておりますので、その2点で、外部委託という形で現在行っております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

私も現場に携わったことがないので想像でしか言えないんですけども、ここに掲げられてるのは、要支援ということだから介護認定までは至ってない比較的軽度な方々とは思うんですが、しかしケアプランを作るときに、その方の実情というのをよく分かった人が作るというのが一番寄り添った形になろうかと思うんですが。気になるのが、外部委託となるとどうしても書類審査的な形になる恐れがないのか。そうなると実情からちょっと離れたような、そういうプランになってしまう恐れがないのかなという心配をするんですが、その辺りは大丈夫なんでしょうか。これにすることによって、例えば町民の方々から全然実情と違うじゃないかということで、いろんなクレーム等々がきたりとかそういう心配はないのかどうか、いかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

先程、部長からも少し説明がありましたが、家族の方が例えば御夫婦でどちらかが要介護で外部のケアマネージャーを担当としていた。その奥様が要支援に上がられた場合、家族ぐるみで見るという形で引き続き外部のケアマネージャーに、まずお願いするというのがあります。あと認定というのも変わっていく場合がありますので、要介護の方が要支援に変わったとき、要支援になったから今までお世話になっていた外部のケアマネージャーじゃなくて包括に戻すのかと言ったときに、そのまま引き続いて持っていただいたりということがありますので、ご家族とか本人の意向に沿わない形というのは少し違うのかなと思いますので御理解いただきたいと思います。あとは、先程もありました

が、地域ケア会議というのを月1回実施しておりまして、そちらの方で外部のケアマネージャーが持たれた要支援の方のケースを3例ほど持ち寄っていただいて、プランや事業所の方たちの現在の支援の状況をお話しいただいて、その件に関して、いろんな専門家の方に来ていただいて、そのプランが適正であるかとか、もうちょっとこういった視点で見ると本人の自立に繋がる支援ができるんじゃないか、などのアドバイスをいただくような機会も設けておりますので、そういったところから支援をしている状況です。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

ちなみに、この外部への委託という外部というのが私もよくピンと来ないんですけど、各施設とかそういうふうな理解で良いのか。私が勘違いしたのは、どこかのコンサルみたいな所に、そういうことじゃないんですね。住民に密着した所の施設に委託するという理解をして良いんでしょうかね。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

居宅介護事業所というのが町内にも10か所ほどありまして、在宅の方のケアプラン等を担うケアマネージャーがそれぞれいらっしゃいます。ほとんど町内の事業所に委託しているというような状況です。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 松林委員。

〇委員(松林敏委員)

介護サービス事業勘定が1割強ぐらい金額が下がっているように見えていて、そんな中で、歳出の中のケアプラン作成委託料と介護予防ケアマネジメント作成委託料、そういったところがぎゅっと下がってるのかなと思うんですけれども、歳入がこんな減った理由というのは何かあるんでしょうか。

〇委員長(中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

令和元年度の3号補正にも関わるんですけど、要支援者と事業対象者が見込みよりかなり少ないということで収入も少なく見込まれるため、今回人件費の方を令和元年度からすると少し抑えております。それと委託料の方も少し調整をしている状況です。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

4.7ページのケアプラン作成委託料、これは何件ぐらいを予想をしてるんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。 中村参事。

〇参事(中村宰子君)

単価が1件3,664円となりますので、ひと月70件の12か月ということで計上しております。件数としては840件です。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

48ページの給与費明細書から主要な施策に関する説明書までの間で質疑を受けたい と思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら全体を通して、歳入歳出、最後の主要な施策に関する説明書まで含んだところで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

説明書の24、25ページの権利擁護事業費の高齢者虐待等ケース検討謝礼ということで、見込みで予算組んでいらっしゃると思うんですが、何件ぐらいのケースが対応できる予算になってるんでしょうか。ちなみに前年そういったケース検討がなされた実績があるのか、この辺はいかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。 中村参事。

〇参事(中村宰子君)

この虐待ケース検討会につきましては今年度1回実施をしております。こちらの方が 次年度も弁護士が1人分、社会福祉士が3回分というふうに取っておりますので、2回 は対応できるように報償費を上げております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

分かりました。例えば1回弁護士を呼んだときに数件の事例をするというようなこと

もあろうかと思うので、件数分としては難しいということならそれで了解します。前年 度から大きく減額になってるんですが、これは前年度が見積もりが過大だったというこ とで今回減額をしたのか、その辺りの根拠的なものをお伺いしたいと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

前年度につきましては、パンフレットを作成するための印刷製本費を大きく上げておりますので、令和2年度については下がっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

大まかに了解しました。前年度1回ケース検討があったということですが、この令和 2年もその同じ案件が引き続きずっと出てくるのか。それとも一定解決が図られたのか。 具体的に言ったら分かってしまうので、どういう状況になってるのかだけでもお伺いで きればと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

浦川係長。

〇係長 (浦川真君)

前年度開かれた高齢者虐待ケース会議につきましては、施設等による虐待のケースを検討したものになります。そのケースにつきましては、こちらの方で施設に出向いたりして検討しますので、そのケースについては継続して検討会を開くということではありませんので。次年度については虐待の通報だったり、そういったものがあって検討する必要が出てきた場合に開催をするという形になります。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

31ページの成年後見人なんですけども、これは社協に1名委託をしているということでよろしいんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

いえ、成年後見人の委託は社協にはしておりません。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員(安部都委員)

その後見人はどちらでされてるんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

そのケースにもよりますが、弁護士会であったりとか、社会福祉士会であったりとか、 そういった所になるかと思います。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

今の答えでは、社会福祉士にしたり、弁護士にしたりとあやふやな感じだったですけど、令和2年度では1人対象でどちらで委託をされてれるのか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

この1件に関して後見人を受けていただいているのは弁護士になります。

〇委員長 (中村美穂委員)

安部委員。

〇委員 (安部都委員)

弁護士というところで了解はしたんですが、令和元年度は稼動があったのか。そして 令和2年度については見込みはあるものなのか。実際無くてもこの報酬が発生するのか。 その辺りいかがでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

まずこの報酬については対象者が上がった場合に発生するものですので、対象者がいなかった場合は払う必要が無いものとなります。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

〇委員(岩永政則委員)

31ページの9目任意事業費の任用職員の関係なんですけども、1節報酬の部分はパートの報酬でいいとして、4節共済費もございます。ところが問題は3節職員手当等っていうのが、ここだけ無いんじゃないかなと思うんですが、職員の期末手当はこの分については出さないということなんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

会計年度任用職員の手当というのは期末手当を計上しているんですが、こちらに上がっている地域支援事業専門員に関しては、週に15.5時間未満の就業になりますので、そうなると期末手当を支給する対象となりませんので、計上しておりません。

〇委員長(中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。 松林委員。

〇委員(松林敏委員)

会計年度任用職員が多いので、ほかに変わったこととかあるのかなと思うんですけれ ど、特に給与の体系が変わるだけで、ほかに変わることはないんでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

同一賃金同一労働ということで先程も申しましたが週15.5時間、6か月以上の雇用となる場合は期末手当を支給しますので、かなり人件費は多くなっております。あと、働く方に関しましては休暇の取得など、今以上に条件は良くなります。あと、時給で働いている皆さん、結構、扶養の範囲の130万円以内という働き方を希望される方もいらっしゃいますので、短い時間に仕事をしていただかなきゃいけないっていう厳しい現状があります。まだ始まっていませんけど、いろいろあるのかなと思っております。

〇委員長 (中村美穂委員)

堤委員。

〇委員(堤理志委員)

制度のことでお伺いしたいんですが、介護サービス事業勘定のところで支援1、2と、 もう1つの区分というのはどういったふうに理解すればよろしいでしょうか。

〇委員長 (中村美穂委員)

中村参事。

〇参事(中村宰子君)

事業対象者というものになりますが、こちらの方は基本チェックリストというものがありまして、例えばバスや電車で1人で外出していますかとか、日用品の買い物をしていますかとか25項目にわたるんですが、こちらのチェックをしていただくことによって運動機能であったり、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、鬱、こちらの機能が落ちているような状況の方は総合事業の方の対象として受け入れている状況です。今年度23名の方が上がっております。

〇委員長 (中村美穂委員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号令和2年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

〇委員長 (中村美穂委員)

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案審査大変お疲れさまでした。今後の委員長報告につきましては、作成について一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、委員長報告を作成いたしまして、最終日に報告をさせていただきたいと思っております。これで産業厚生常任委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。

(閉会 16時01分)